

👑 児童の権利に関する条約

条約締結の経緯と主旨

1989年秋、国際連合の総会において、18歳未満のすべての子どもの基本的人権を尊重することを目的に、「児童の権利に関する条約」が採択されました。この条約は、今もなお世界中に貧困、武力紛争、虐待などの困難な状況におかれている子どもが数多くいるという現実を踏まえ、子どもの尊厳を守り、生存、保護、発達などの権利を国際的に保障、促進していくために、国際児童年から10年間にわたって多くの国の参加による審議を経て作成されたものです。わが国では1990年秋にこの条約に署名し、1994年4月22日に批准しました。

この条約の内容は、特定の国の文化や法制度を偏重することなく、すべての国に受け入れられるべき普遍性を有するものになっています。日本の、そして世界の子どもの尊厳を守り、生活の質を高めるために、一人でも多くの人の理解と支持をお願いします。

条約の主な内容(要旨)

- | | |
|---|--|
| [1] 18歳未満のすべての子どもを対象とする。 | [9] 家庭環境を奪われた子どもは、保護及び援助を受ける権利を有する。 |
| [2] 子どもは人種、性、出身などで差別されてはならない。 | [10] からだなどが不自由な子どもは、適した援助を受け、自立及び積極的な社会参加を促進される。 |
| [3] 子どもの成長のために、最善の利益を考慮する。 | [11] 子どもは教育を受ける権利を有する。 |
| [4] 親は子どもを守り、指導する責任がある。 | [12] 子どもは遊びやレクリエーションを行い、文化・芸術活動に参加する権利を有する。 |
| [5] すべての子どもは生きる権利を有する。 | [13] 子どもは法律に反して自由を奪われることや、搾取されることから保護される。また、自由を奪われた場合も適正に取り扱われる権利を有する。 |
| [6] 両親の意志に反して子どもを親から引き離してはならない。また、引き離すためには手続きがあり、接触を維持する権利を有する。 | [14] 締約国は、この条約の内容を大人にも子どもにも広く知らせなければならない。 |
| [7] 子どもは自由に考え、自分の意見を自由に表明し、自分を自由に表現し、自由に集う権利を有する。 | |
| [8] 子どもは虐待、放任、搾取等不当な取り扱いから守られる。 | |

(外務省／国内広報室作成ポスター「児童の権利に関する条約」を参考。)

👑 子どもの居場所づくり活動

子どもの居場所

国では、令和5年12月に「こどもの居場所づくりに関する指針」を閣議決定し、こども家庭庁において、こどもの居場所づくりを強力に推進していくこととしています。

この指針では、「全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、将来にわたって幸せな状態で成長し、こどもの主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう「こどもまんなか」居場所づくりを実現するとしています。

旭川市における子どもの居場所づくり活動

旭川市ホームページでは、「子ども食堂」、「学習支援」、「プレーパーク」などの、市内で行われている「子どもの居場所づくり活動」を紹介しています。

※詳細は、各実施団体等にお問い合わせください。



お問合せ 子育て支援課子育て企画係 ☎25-9128

相談窓口
無償化している
赤ちゃんが生まれるまで
赤ちゃんが生まれたら
子どもを預めたいときは
保育園
小学生になったら
高校生になったら
ひとり親家庭等への支援
障害のある子どもへの支援
親子で
おでかけ
児童虐待の防止
もしものときは
災害に備えて
さくいん
その他